

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 7 年 1 2 月 1 7 日 (木 曜 日)		開 議 午 後 1 時 3 0 分 閉 議 午 後 2 時 4 1 分
出 席 委 員	堤 藤 本 田 中 小 松 福 井 湊 石 野 < 西 口 議 長 > < 齊 藤 副 議 長 > (委 員 外 議 員) 菱 田		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、船 越 総 務 係 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 1 名 (酒 井)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

〔 堤 委 員 長 開 議 〕

1 1 2 月 定 例 会 最 終 日 (1 2 月 1 8 日) の 日 程 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

2 人 事 議 案 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

3 討 論 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

< 事 務 局 長 >

討 論 は 簡 潔、明 瞭 に お 願 い し た い。ま た、な ぜ 賛 成 す る か 等 意 思 を は っ き り 示 し て
い た だ き た い。こ の こ と は 各 議 員 に 十 分 に お 伝 え い た だ き た い。

4 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (議 第 1 号 議 案)

〔 事 務 局 長 説 明 〕

< 堤 委 員 長 >

議 第 1 号 議 案 の 発 議 者 は 議 会 運 営 委 員 長 と し て よ い か。

全 員 了

5 議 員 の 派 遣 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

6 決 算 審 査 総 括 に つ い て 【 別 紙 1 】

〔 事 務 局 長 説 明 〕

7 3 月 定 例 会 日 程 (案) に つ い て 【 別 紙 2 】

〔 事 務 局 長 説 明 〕

8 次回の議会報告&わがまちトークの日程について
〔事務局長 説明〕

9 その他

今後の議会運営委員会（閉会后）

〔事務局長 説明〕

<事務局長>

坂井病院事業管理者が退職願を提出された。本人から閉会日の本会議において発言の申し出がある。この申し出を許可するかどうかお諮りいただきたい。

<堤委員長>

発言するとすれば、本会議のいつになるのか。

<事務局長>

許可されれば議了後となる。

<堤委員長>

どのように取り扱うかご意見を。

<石野委員>

許可すればよい。

<田中委員>

許可すればよい。

<湊委員>

許可すればよい。

<藤本副委員長>

許可すればよい。

<堤委員長>

発言の申し出を許可することとすることでよいか。

全員了

<堤委員長>

昨日の全員協議会で行政報告のあった後期基本計画（案）、人口ビジョン・総合計画（案）について、特別委員会を設置して慎重に審議するべきとの意見がある。どのような審議方法にすればよいかのご意見をいただきたい。

<福井委員>

後期基本計画（案）は審議会を開催して策定作業を進められてきたものである。前回までに議会運営委員会で意見集約することを決定しているが、今後5年の内容を決定するものであり、特別委員会等での審査を検討することを提案したい。

<田中委員>

より多くの委員が参加する特別委員会を閉会中に開催することを検討すればよい。審査日数が多くとれなくても3月15日に審査できればよい。

<堤委員長>

全員協議会で示された内容について、議会の意見はいつまでに提出すればよいのか。

<事務局長>

執行部はパブリックコメントを1月11日に締め切る。その後、総合計画審議会を開催される予定であり、遅くとも12日までに議会からの意見を提出する必要があ

る。議案としては2月上旬までに仕上げ3月定例会に提案される。上程された後は、議会は議案として認めるのかどうかを審議することとなる。

<湊委員>

亀岡市議会は基本計画の策定について、条例で議会の議決すべき事件としている。前期基本計画の審査時には数値目標を掲げるように議会から意見してきた。このことをふまえて対応すべき。

<堤委員長>

菱田委員外議員の意見はどうか。

<菱田議員>

特別委員会で審査すべき。

<堤委員長>

日程としてはどのようになるのか。

<事務局長>

特別委員会の設置については明日の12月定例会閉会日に設置するか、来年の3月定例会の開会日に設置するか。また、設置する場合には何名の委員で設置するか等を決定いただきたい。閉会日に設置するのであれば明日の議事日程に入れる必要がある。

<堤委員長>

特別委員会の人数はどうするか。

<福井委員>

予算特別委員以外の半数の議員でどうか。

<田中委員>

半数の議員として閉会中の継続審査としてはどうか。

<湊委員>

半数の議員でよい。

<事務局長>

議案は3月定例会に提案されるため、審議としては提案後にすることとなる。また、議案が上程されるまでに後期基本計画(案)に関することとして特別委員会で審査していくことはできる。

<堤委員長>

議長から意見を聞きたい。

<西口議長>

特別委員会での審査と議会運営委員会での意見集約は切り離して考えるべき。

<藤本副委員長>

特別委員会を設置する場合は早急に定数等を決めなければならない。

<田中委員>

上程された議案を特別委員会で審査するのであれば、3月定例会開会日に設置するので間に合うのではないか。

<西口議長>

議会運営委員会において、計画案に対する議会の意見をまとめると決定されたことは重いものとして考えている。しかし、議会運営委員会が了承していただけることを前提に、明日特別委員会を設置する場合は12月25日から審査をスタートすればよい。

<藤本副委員長>

1月11日がパブリックコメントの締切りであり、特別委員会でそれまでに審査す

るのは時間的に厳しい。このため、12月25日は議会運営委員会において計画案に対する議会としての意見をまとめる。そのうえで3月定例会中に特別委員会を設置することでよいのでは。

<堤委員長>

総合計画審議会で検討したものである計画案が3月定例会に提出された場合、議会として議案審査する際にどのように対応していくのか。

<事務局長>

議案として議会に提出されれば、可決、否決の議決をいただくこととなる。また、修正案の提出も考えられる。また、特別委員会の設置を12月定例会とするのか3月定例会とするのかを決定いただくことが必要となる。

<福井委員>

12月25日は議会運営委員会を開催し議論することで十分だと考える。総合計画は全分野に関わることなので、総務文教常任委員会に付託して本会議で議決をするというのはどうかと考える。特別委員会を設置し議論する場合、議会の意見を反映することは難しくなるかもしれないので、前もって議会運営委員会で意見を提出するのが望ましいと考える。

<堤委員長>

後期基本計画(案)等に係る意見は12月22日を締切りとし、25日の議会運営委員会で検討する。また、3月定例会の開会日に特別委員会を設置し審査していくこととする。

<事務局長>

特別委員会は3月定例会で設置し議案を付託する。その際、総務文教常任委員会に付託することにはならない。また、特別委員会の名称や人数は3月定例会の開会日に決定いただくという理解でよいか。

<堤委員長>

その通り。

<事務局長>

特別委員会の審査日程としては3月15日の1日でよいか。また、予算特別委員会の日程は6日間組んでいるがこの通りでよいか確認いただきたい。

<福井委員>

特別委員会の審査日は3月15日の1日としておき、審査が1日で終わらなければ3月25日の予備日を使うこととすればよい。また、予算特別委員会は6日間の日程とすることでよい。

<湊委員>

それでよい。前回の予算特別委員会は5日間であったが、今回なぜ6日間の予定としているのか。

<事務局長>

前回は5日間で開催したが、一部日程が短いとのご意見があったため、今回は6日間としている。

<堤委員長>

特別委員会は3月定例会で設置し、審査日は3月15日、予備日は3月25日とする。その他の詳細は3月定例会で決定することとする。